

盛土規制法に関するQ&A

盛土規制法に関して、よくあるお問合せとその回答を掲載しています。
 ご不明な点がございましたら下記連絡先までお電話にてお問合せください。
 浜松市盛土対策課 TEL053-457-2307

【規制区域に関して】

参考

1	Q	新しい規制区域の指定はいつか。	市HP
	A	本市では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年5月26日に指定し、運用を開始します。	
2	Q	盛土規制法に基づく規制区域の詳細はどこで確認できるか。	市HP
	A	右記リンクからご確認いただけます。	
3	Q	宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域について、許可対象となる盛土の規模等、規制内容の違いはあるか。	手引2-4
	A	本市においては、いずれの区域でも同じ規制内容となります。	

【許可対象について（土地の形質変更）】

参考

4	Q	「盛土（切土）で高さ1m（2m）超の崖を生ずるもの」の1m（2m）とは、具体的にどこからどの高さを指しているか。	手引2-7
	A	盛土（切土）により新たに発生した崖の高さを指しています。そのため、既存の崖に対し盛土（切土）を行う場合、崖の全体の高さで判断されない点にご留意ください。	
5	Q	「盛土で高さ2m超となるもの」の2mとは、具体的にどこからどの高さを指しているか。	手引1-14
	A	盛った部分のうち、標高が最も高い部分と低い部分の差を指します。この高さは、現況地盤に勾配がついている場合、盛土自体の厚みと異なりますのでご注意ください。	
6	Q	土間コンクリートやアスファルトは、盛土の高さに含まれるか。	
	A	含まれます。	
7	Q	田んぼなどを周りの高さ以下で埋める場合は許可対象となるか。	手引1-14
	A	四方の土地より低い箇所を四方の高さに合わせて嵩上げをして平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象を超えない場合は、規制対象となりません。	

【許可申請について】

参考

8	Q	申請をしてから許可が下りるまで何日かかるか。	市HP
	A	右記リンクからご確認いただけます。書類に不備があった場合などは許可までに時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。	
9	Q	申請書には何を添付すればよいか。	市HP
	A	右記リンクからご確認いただけます。	